



## 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について



- 専用水道による地下水の利用の拡大によって、公共性の高い貴重な資源である地下水の保全が脅かされる懸念がある
- 水源を地下水とする専用水道は、極めて公共性の高いものであり、一部の特定需要者が独占的に利用することは、公平性に欠く
- 地下水利用専用水道の導入によって、水道の使用量が非常に少なくなった場合には、水道施設に係る固定費を回収できなくなり、その負担が他の水道使用者に転嫁される恐れがある

### ■ 専用水道の設置が全国的かつ急速に拡大

case1: 地下水等を膜ろ過した水と水道事業者が供給する水道水を混合して給水

case2: 通常は地下水等の膜ろ過した水を給水し、バックアップ用として水道水を使用



- ✓ 混合給水の水質管理の実態が不明瞭
- ✓ 使用方法によっては、停滞水が専用水道に混入
- ✓ 専用水道が急激に水道水の使用を増やした時に、配水管の水圧・水量変動により、他の水道使用者の給水水質に赤水などの異常が発生する恐れ



- ✓ 専用水道による地下水等の利用拡大がもたらす環境への影響  
(地下水の過剰なくみ上げによる地盤沈下)



- ✓ 専用水道の水源である地下水は、国等の財政投資や使用者の負担によって整備されてきた地下水涵養の取組の成果であり国民共有の財産であるため、一部の民間企業や特定需要者に独占的に利用されることは不公平
- ✓ 地下水利用専用水道の導入によって、専用水道使用者の水道使用量が激減すると、水道施設に係る固定費は他の水道使用者に転嫁される恐れ



- **地下水利用の実態を正確に把握**し、水質管理の徹底も含め、  
**立入検査など適切かつ迅速な行政指導を行うことができる指針等を明示**すること

[要望事項(1)]

- 地下水保全も含めた健全な水循環、水道水質の安全性の確保、地下水の公共利用のあり方の観点から、  
**水道事業の給水区域内の新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備**を図ること
- 専用水道の設置者及びその利用者に対し、  
**一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策**を検討すること

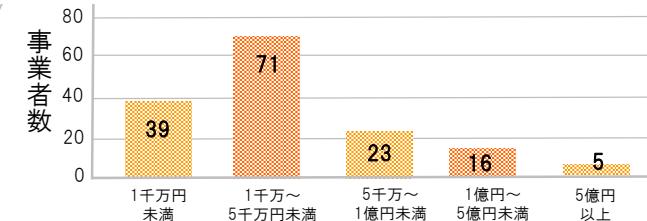
[要望事項(2)]

[要望事項(3)]

### ◆ 専用水道の定義

- 寄宿舎、社宅、療養所、養老施設等における自家用の水道  
その他水道事業の用に供する水道以外の水道
- ✓ 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- ✓ 水道施設の1日最大給水量が20立方メートルを超える施設  
(生活の用に供するもの)  
等

### ◆ 地下水利用専用水道への転換による1年当たりの推定減収額



※ 平成20年度以降、地下水利用専用水道への転換によって減少した1年あたりの推定減収額

※ 地下水利用専用水道に関する調査結果による有効回答事業者数:154  
(平成30年アンケート:日本水道協会)